## 【書式8】 個人データを第三者提供した場合の記録書式 (新法第25条第1項関連)

オプトアウトによる個人ラ	
1. 提供データの標目又は概要	○○サービス会員登録者名簿
(注2)	
2. 個人データを提供した年月日	年 月 日
(注1)	
3. 提供先の氏名・名称等	株式会社〇〇〇
※不特定かつ多数の者に対して提供したときは、チェックを入れる。 (注3)	□ 不特定かつ多数の者に提供した
4. 個人データによって識別される	顧客No.1000~No.2000
本人の氏名・ID等 ( <b>注4</b> )	
5. 提供した個人データの項目	<ul><li>□ 氏名</li><li>□ 住所</li><li>□ 年齢</li><li>□ 職業</li><li>□ 電話番号</li><li>□ メールアドレス</li></ul>

- (注1) オプトアウト方式 (新法23②) ではなく、本人の同意に基づいた第三者提供の方式 (新法23①又は24) により個人データの提供を行う場合には、「個人データを提供した 年月日」の記録は不要です。ただし、本人の同意に基づいた第三者提供の場合、当該 同意を得た旨を記録する必要があります (新法25①、規則13①二)。
- (注2) 「提供データの標目又は概要」については、「商品A購入者リスト」や「20代ユーザーリスト(サービスB)」等提供データの種別や概要が分かる簡易な記載や表題を想定していますが、条文上、独立の記録事項としては明記されていません。しかしながら、オプトアウト方式において本人への通知や個人情報保護委員会に届け出ることが求められる「第三者に提供される個人データの項目」(新法23②二)に「名簿等の表題」が含まれるかについて、通則パブコメ536においては、「個別の事例ごとに判断することとなりますが、第三者提供される個人データの内容等によっては、当該表題の

内容も『第三者に提供される個人データの項目』となり得る場合もあると考えられます。」と回答されています。当該回答と同様、「提供データの標目又は概要」の記載がなければ、記録義務の趣旨であるトレーサビリティが果たされないと判断される場合、「個人データの項目」等が記録されていないと判断される可能性もあるため、記載をすることが望ましいと思われます。

- (注3) 不特定かつ多数の者に提供している場合とは、確認記録義務ガイドライン20頁では、下記のような場合をいうと整理されています。
  - 例) 個人データをインターネット上に公開し、不特定多数の者が閲覧できる状態に 置いている場合
  - 例) 住宅地図を市販する場合「当該個人データによって識別される本人の氏名その 他の当該本人を特定するに足りる事項」を記録する必要があります。「その他の当 該本人を特定するに足りる事項」について、確認記録義務ガイドライン21頁で は、本人ごとに番号・IDなどを付して個人データの管理をしている場合におい て、本人を特定できる番号・IDがこれに当たると整理されています。